

諫早市「中小企業等燃料費高騰対策緊急支援事業」

対象者	申請日時点で ① 市内に登録上の本店を有する法人（中小企業者、小規模事業者） ② 市内に住民票上の住所を有する個人事業者（フリーランスを含む） ※タクシー事業、貨物自動車運送業に係る事業者については、車両が市内の事業所に配置されている車両のみを対象とする。		
要件	次の要件を満たす必要があります。 (1) 燃料費の高騰により、直接的な影響を受けていること (2) 事業に必要な許可または認可を有し、申請日時点においても事業を継続しており、支援金の受領後も事業を継続する意思があること (3) 市税に滞納がないこと など		
対象経費・給付額	(対象経費) 燃料費（ガソリン、重油、軽油、灯油、電気、ガス） (給付額) 支援対象経費の上昇単価に令和4年4月から12月における燃料使用量を乗じて算出した額(価格高騰分の合計額)の2分の1を給付額とする。 法人 価格高騰分の合計額の2分の1を給付（上限20万円） 個人事業者 価格高騰分の合計額の2分の1を給付（上限10万円） (支援対象経費の上昇単価)		
	支援対象経費	上昇単価	支援対象経費
	電気	+3.45円/kwh	LPガス
	ガソリン	+11.0円/ℓ	都市ガス
	軽油	+10.6円/ℓ	プロパンガス
	灯油	+11.3円/ℓ	オートガス(タクシー)
	重油	+18.0円/ℓ	オートガス(その他)
対象業種	(1) すべての業種 ただし、令和4年度の農業漁業及び福祉施設、保育所等に対する市の支援策の受給者を除く (2) 以下のいずれにも該当しないこと ・公共法人、政治団体、宗教団体、法人格のない任意団体、暴力団等 ・経済団体、文化団体、NPO法人、公益法人等の非営利的団体 (ただし、収益事業を反復継続して行っている場合を除く)		
申請書の入手方法	① 市のホームページからダウンロード ② 市役所本館6階、支所、出張所、諫早商工会議所、諫早市商工会で配布		
申請期間	令和5年2月10日(金)～令和5年6月30日(金)		